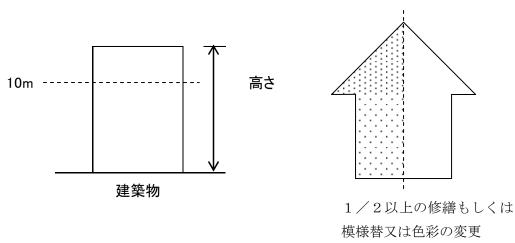
・届出の対象となる行為

届出の必要となる行為、規模については次のとおりです。

●景観計画区域

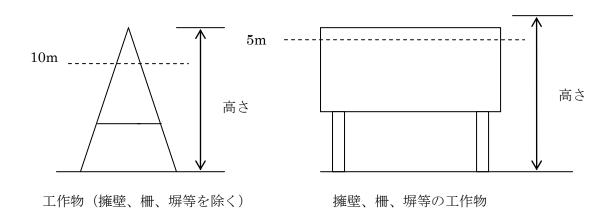
① 建築物

- ・高さが10m(概ね4階)以上、または延べ床面積が1, 000m(約300坪)以上のもので、次のいずれかに該当するもの
- ア. 新築、増築、改築もしくは移転
- イ. 外観の変更に係る部分の面積が2分の1以上の修繕もしくは模様替または色彩の変更



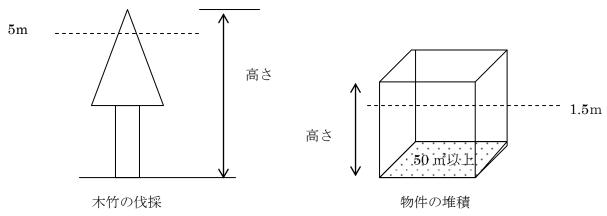
② 工作物

- ・建築確認申請が必要な工作物(擁壁、柵、塀等を除く)で、次のいずれかに該当するもので設置期間が6カ月以上のもの
- ア. 高さが10m以上の新築、増築、改築もしくは移転(電気供給のための電線路、電気通信のための線路、空中線系等については20m)
- イ. 外観の変更に係る面積が2分の1以上の修繕もしくは模様替または色彩の変更
- ・建築確認申請が必要な擁壁、柵、塀等の工作物については、設置期間が6カ月以上のもので、高さ5m以上の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更



●区域共通

- ・土地の区画形質の変更で、変更に係る面積が 1,000 ㎡以(約 300 坪)以上のもの。 (※区画の形質の変更とは、切土、盛土、地目変更のこといい、切土、盛土については平均で 50 c m以上の場合に該当します。)
- ・木竹の伐採で、森林施業計画によるもの、施設の保守の支障となるものなどを除き、次のいづれか該当するもの。
- ア. 高さが5m以上のもの
- イ. 伐採面積が300㎡(約91坪)以上のもの
- ※以下の1)~5)内容について、届出は必要ありません。
 - 1) 除伐、間伐、整枝その他木竹の保管のために通常行われる木竹の伐採。
 - 2) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - 3) 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - 4) 仮植した木竹の伐採
 - 5) 測量、実施調査の支障となる木竹の伐採



- ・屋外における物の堆積で、一時的なもの(6ヶ月以内)を除き、次のいずれかに該当するもの
- ア. 堆積の用に供される土地の面積が50㎡(約15坪)以上のもの
- イ. 高さが 1.5m以上のもの